

適合施設の認定 審査基準

【事務の根拠等】

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律第 17 条第 2 項

第十七条 (略)

2 都道府県知事等は、輸出先国の政府機関から、施設認定農林水産物等について、都道府県知事等が適合施設を認定するよう求められている場合であつて、当該都道府県知事等が管轄する区域内に所在する施設認定農林水産物等に係る施設の設置者等から申請があつたときは、主務省令で定めるところにより、施設認定農林水産物等の適合施設を認定することができる。

3 から 8 まで (略)

農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規定

第 3 適合施設の認定に関する手続

2 都道府県知事等による適合施設の認定

(1) 法第 17 条第 2 項及び第 4 項の規定に基づき都道府県知事等が行う適合施設の認定及びその定期的な確認並びに同条第 5 項の規定に基づく認定の取消し等に関する手続は、農林水産物又は食品の種類ごとに、別表 2 の適合施設の認定の欄に掲げる別紙に定めるとおりとする。

(2) から (4) まで (略)